

○博士研究員に関する規程

平成4年4月10日

理事会決定

(目的)

第1条 本学における研究の活性化をはかるために、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」第15条の2第1号にある科学技術に関する研究者として、大学院各研究科に博士研究員を置くことができる。

(定義)

第2条 博士研究員は、当該研究科委員長の指示に従い、定められた専任教員のもとで研究に従事する者をいう。

(資格)

第3条 博士研究員の資格は、博士の学位を有する者とする。ただし、人文・社会科学の分野においては、博士学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者も可とする。

(採用)

第4条 博士研究員を希望する者は、所定の申請書に研究計画書及び推薦書等必要書類を添えて、当該研究科委員長に提出するものとする。

第5条 博士研究員の採用は、当該研究科委員会の審査を経て、大学評議会で決定する。

(期間)

第6条 博士研究員の採用期間は原則4月1日から1年とする。ただし、特段の事情のない限り、1回更新することができる。

2 当該研究科委員長が業績評価を行い適当と認めた場合、大学評議会の議を経てさらに3回更新することができる。

3 博士研究員は、満年齢65歳を迎える年度末を超えて契約を更新することはできない。

(待遇等)

第7条 博士研究員の待遇等は別に定める。

(定員)

第8条 博士研究員の定員は別に定める。

(報告)

第9条 博士研究員は、期間終了までに研究報告書を当該研究科委員長を経て、学長に提出するものとする。

(契約)

第10条 博士研究員の契約は、当該者と学校法人関西学院との間で、別に定める所定の様式をもって行う。

(解雇及び懲戒)

第11条 博士研究員の解雇及び懲戒に関する事項については、専任教職員の就業規則第24条、第34条の規定を準用する。

(無期労働契約への転換)

第12条 通算契約期間が10年を超える博士研究員は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間満了日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）での雇用に転換することができる。

2 所定の要件を備えた前項の申込みがあった場合、無期雇用契約転換申込受理通知書及び労働条件通知書を申込者に交付する。

3 第1項の通算契約期間は、労働契約法第18条及び労働契約法第18条第1項の通算契約期間に関する基準を定める省令の定めるところによる。

4 無期労働契約に転換した博士研究員（以下「博士研究員（無期転換者）」という。）の労働条件は、この規程の定めるところによる。

5 前項の場合において、この規程中「博士研究員」は、「博士研究員（無期転換者）」と読み替え、有期労働契約を前提とする第6条（期間）及び第10条（契約）の規定は適用しない。

6 博士研究員（無期転換者）の定年は、満65歳とし、定年に達した日の属する年度末をもって退職とする。

7 博士研究員（無期転換者）の解雇については、第11条に次の各号を加える。

1 職務に必要な適格性を著しく欠く場合で、改善の見込みがないと認められた場合

2 了解事項2に該当する者であって、当該雇用に要する資金が消滅又は不足する場合

3 学生数の減少、職制の改廃、予算額の減少、その他やむを得ない事由により、過員を生じる場合

4 その他前号に準ずるやむを得ない事由がある場合

8 博士研究員（無期転換者）を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告し、それができない場合には平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。なお、予告期間は、1日につき平均賃金を支払うことにより、その日数分を短縮することができる。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部において行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。
- 2 この規程は、1997年（平成9年）4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2000年（平成12年）4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2001年（平成13年）4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2002年（平成14年）4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2002年（平成14年）6月14日から改正施行する。
- 7 この規程は、2004年（平成16年）4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。
- 10 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 11 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。
- 12 この規程は、2016年（平成28年）11月11日から改正施行する。
- 13 この規程は、2018年（平成30年）4月1日から改正施行する。

了解事項

- 1 本学の経費で雇用する博士研究員の定員については、当面理工学研究科に3名以内（うち1名分は女性研究者枠）とする。
- 2 政府系研究助成団体等から、雇用に要する資金を含む研究助成金を交付され、特定の研究に従事するための研究員を採用する場合、本学における身分を博士研究員とする。この場合の博士研究員の定員については、了解事項1とは別枠とする。また、運用等については、別に定める運用内規による。
- 3 2018年（平成30年）3月31日以前に採用された博士研究員が、2018年（平成30年）4月1日以降引き続き博士研究員として雇用されている期間中は、この規程第6条にかかわらず、次のとおり、2018年（平成30年）3月31日施行中の「博士研究員に関する規程」第6条を適用する。

第6条 博士研究員の採用期間は原則4月1日から1年とする。ただし、特段の事情のない限り、1回更新することができる。

- 2 当該研究科委員長が業績評価を行い適当と認めた場合、大学評議会の議を経てさら

に2回更新することができる。

- 3 博士研究員は、満年齢65歳を迎える年度末を超えて契約を更新することはできない。